

群馬県福祉医療制度在り方検討会設置要領

(目的)

第1条 医療保険制度の改革等、福祉医療制度を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、厳しい財政状況の中で県民のニーズに応えるとともに安定的で持続可能な福祉医療制度の在り方等について検討するため、群馬県福祉医療制度在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 福祉医療制度の課題及び対応
- (2) その他福祉医療制度に関する事項

(組織)

第3条 検討会は別表1に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、委員の互選によりその代理するものを選任する。

(運営)

第5条 検討会は座長が招集する。

- 2 座長は必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは別表2に掲げる者をもって構成する。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部国保援護課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月17日から施行する。

別表1 検討会

委員	有識者、受益者、医療関係者、市町村関係者
幹事	県関係課長（地域包括ケア推進室、介護高齢課、保健予防課、障害政策課、こども政策課）

別表2 ワーキンググループ

構成員	県関係課職員（地域包括ケア推進室、介護高齢課、保健予防課、障害政策課、こども政策課） 市町村関係者
-----	--